

高齢者あんしんセンター「関越中央」 運営規程

2024年4月1日

（目的及び設置）

第1条 介護保険法（平成9年法律第123号 以下「法」という。）第115条の45第2項の規定に基づき、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援するため、高崎市が委託し、医療法人関越中央病院が受託運営する地域包括支援センター地域型センター（愛称：高齢者あんしんセンター関越中央、以下、「センター」という。）を設置する。

（名称等）

第2条 事業を行うセンターの名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称	高齢者あんしんセンター関越中央
所在地	高崎市北原町179-1

（営業日及び営業時間）

第3条 センターの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。ただし、市との協議により必要と認めるときは、これを変更することができる。

（1）営業日 月曜日から金曜日

ただし、高崎市の休日を定める条例（平成元年条例第36号）第1条第1項各号に規定する休日を除く。

（2）営業時間 午前8時30分から午後5時15分まで

（3）電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

（対象者）

第4条 センターで行う事業の対象者は、概ね65歳以上の市内の高齢者及びその家族とする。

（使用料）

第5条 センターの利用に係る使用料は、無料とする。

（事業の内容）

第6条 センターは、第1条の目的を達成するために、次に掲げる事業を実施する。

（1）法第115条の45第1項に規定する包括的支援事業

（2）法第8条の2第18項に規定する介護予防支援事業

（センターの基本機能）

第7条 センターは、以下の基本機能を担うものとする。

- (1) 地域に総合的、重層的な「地域包括支援ネットワーク」を構築する。
- (2) 高齢者の相談を総合的に受け止め、訪問等により、実態把握の上必要な支援につなげる。また、虐待の防止等高齢者の権利擁護に努める。(総合相談支援・権利擁護)
- (3) 高齢者に対し包括的かつ継続的なサービスが提供されるよう、地域の多様な社会資源を活用したケアマネジメント体制の構築を支援する。(包括的・継続的ケアマネジメント支援)
- (4) 介護予防・日常生活支援総合事業が効果的かつ効率的に提供されるよう、適切なマネジメントを行う。

(職員の配置)

第8条 センターに勤務する職員の職種、職務内容は次のとおりとする。

職 種	職 務 内 容
管理者	センターの担当職員の管理に関すること及び業務の実施状況の把握、指揮命令等に関すること
社会福祉士等	総合相談支援業務及び権利擁護に関すること及び介護予防サービス計画・介護予防ケアマネジメント作成に関すること
主任介護支援専門員	包括的・継続的ケアマネジメントに関すること及び介護予防サービス計画・介護予防ケアマネジメント作成に関すること
保健師等	介護予防ケアマネジメントに関すること及び介護予防サービス計画・介護予防ケアマネジメント作成に関すること
介護支援専門員	介護予防サービス計画・介護予防ケアマネジメント作成に関すること
事務職員	介護予防事務に関すること

(地域包括支援センター基幹型センターとの協議)

第9条 下記事項について、地域包括支援センター基幹型センターとの協議を行うものとする。

- (1) センターの公正・中立性の確保に関すること
- (2) センターの円滑かつ適切な運営の確保に関すること

(通常の事業の実施地域)

第 10 条 通常の事業の実施地域は高崎市国府、堤ヶ岡、桜山地域とする。

(苦情処理の体制)

第 1 1 条 利用者からの苦情に対応する窓口（連絡先）は次のとおりとする。

- (1) 高齢者あんしんセンター関越中央 電話027-384-4611 (代)
電話027-386-2270 (直通)
- (2) 高崎市 福祉部 長寿社会課 電話027-321-1319

(虐待防止に関する事項)

第12条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待防止のため次の措置を講ずるものとする。

- ① 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- ② 利用者及びその家族等からの苦情処理体制の整備
- ③ その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所はサービス提供中に、当該事業所従事者又は擁護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(事故発生時の対応)

第13条 利用者に対する指定介護予防支援及び介護予防・日常生活支援総合事業の提供により事故が発生した場合は、担当職員は速やかに必要な措置を講ずるとともに、保険者、当該利用者の家族に連絡しなければならない。

(守秘義務)

第14条 センター職員は、業務上知り得た高齢者及びその家族に関する個人情報並びに秘密事項については、第三者に対して秘匿する。

2 業務上知り得た高齢者またはその家族に関する個人情報並びに秘密事項を、センター職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するものとする。

(委任)

第15条 この規定に定めるほか必要な事項は、市との協議により別に定める。